

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令(法務・厚生労働一)

○職業安定法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一四二)

(告 示)

○雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を廃止する件(厚生労働三二〇)

○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確かな表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示(同三二一)

○臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件(環境七九)

(公 告)

諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等

独立行政法人統計センター平成二十七年財務諸表、全国社会保険労務士会連合会平成二十七年年度の決算、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○法務省令第二号
厚生労働省令第二号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)第十七条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年八月十九日

法務大臣 金田 勝年
厚生労働大臣 塩崎 恭久
法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令
法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十七年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。
第五号中「第三十八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。
○厚生労働省令第四百二十二号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年八月十九日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令
(職業安定法施行規則の一部改正)
第一条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。
第四条の三第三項中「公共職業安定所」の下に、「特定地方公共団体」を加える。
第四条の四中「公共職業安定所」の下に、「特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加える。
第十一条中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体及び」を加える。
第十七条の四の次に次の四条を加える。
(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
 - 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
 - 五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関(以下「取次機関」という)を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
 - 六 地方公務員法第三十八条の六第一項(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において準用する場合を含む)に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
 - 七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等
- 2 特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項(特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなった場合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

様式第二十九号（第一画）中「又は職業紹介事業者」を「地方公共団体又は職業紹介事業者」及び「職業紹介事業者の名称」を「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」に改める。

様式第二十九号（第二画）初頭の「職業紹介事業者から」を「地方公共団体又は職業紹介事業者から」及び「その職業紹介事業者」を「その地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、「なお」を「」に改める。

「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、と定める。

様式第三十三号の二（第一画）中「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号の三の改正規定を次のように改める。

様式第22号の3 (第55条の5(別添)) (第2面)

注意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しななければならない事務を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をしていた場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもので(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賞金などの報酬がなくても就職又は就労したこととなるものであること。
- 5 2欄の「ア 求職活動をした」に○印を付けた人は、(1)の(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業者、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号を併せて記載すること。
また、(2)には、(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載し、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 6 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の(ア)～(オ)の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - (ア) 病氣やけがなど健康上の理由
 - (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、家事の都合のため)
 - (ウ) 就職したため又は就職予定があるため
 - (エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - (オ) その他
 なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。

- 7 高齢受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

- 第六條 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
第七百八十八条の六第二号中「労働者派遣事業の」の下に「通知」を加える。
(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則)
第七條 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項第一号中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体(職業安定法第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。)」を加え、「職業安定法第四条第七項」を「同法第四条第八項」に、「第九条第一号イ」を「第九条第二号」に改める。
第九條第一項第一号イ及びロ中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

附則

- 第一條 (施行期日)
(一) 省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。
(二) 職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置
第二條 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の職業安定法施行規則の様式によるものとする。
第三條 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧様式の様式については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。
第四條 (雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第五條 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとする。
第六條 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧様式の様式については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。

示

○厚生労働省令第三百二十号
職業安定法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第四百二十二号)の施行に伴い、雇用対策法施行規則附則第九條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事(平成二十四年厚生労働省令第四百八十五号)は、平成二十八年八月十九日限り廃止する。
平成二十八年八月十九日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

改正案	現行
<p>（法第四条に関する事項）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 法第四条第九項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（法第五条の五に関する事項）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法第五条の五ただし書の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。</p> <p>（法第五条の六に関する事項）</p> <p>第四条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。</p>	<p>（法第四条に関する事項）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 法第四条第八項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（法第五条の五に関する事項）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公共職業安定所又は職業紹介事業者が、法第五条の五ただし書の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。</p> <p>（法第五条の六に関する事項）</p> <p>第四条の四 公共職業安定所が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。</p>

(法第十五条に関する事項)

第十一条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が、雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、特定地方公共団体及び各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようこれを作成するものとする。

(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
- 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
- 五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容

六 地方公務員法第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認め

(法第十五条に関する事項)

第十一条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が、雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようこれを作成するものとする。

(新設)

られる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨

七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種[○]の範囲等を定める場合に於ける当該取扱職種[○]の範囲等

2 特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項（特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなった場合に於ては、同項第五号に掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

（法第二十九条の二に関する事項）

第十七条の六 法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
- 二 無料の職業紹介事業を廃止した理由

（法第二十九条の四に関する事項）

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項において同じ。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第二十九条の四の規定による明示は、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わな

（新設）

（新設）

なければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項並びに第二十四条の五第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3

前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でない）と認められるものを除く。）とする。

2 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

3 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあるとき、当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提供を停止することができる。

(法第三十条に関する事項)

第十八条 (略)

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つている場合における当該事業の種類及び内容並びに取次機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

3
3
10 (略)

(新設)

(法第三十条に関する事項)

第十八条 (略)

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つている場合における当該事業の種類及び内容並びに法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

3
3
10 (略)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報及び求職者の個人情報に関する事項とする。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、第十七条の七第二項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

(削る)

(削る)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報に関する事項とする。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織(書面交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。))の使用に係る電子計算機と、書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。))の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(書面被交付者がフ

職管理簿」と読み替えるものとする。

(削る)

数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

(法第三十三条の四に関する事項)

第二十五条の四 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第五項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の四第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第三十三条の四第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業所ごとの個人情報及び秘密の保持に関する規程
- 二 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- 三 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- 四 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- 五 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

(法第三十三條の六に関する事項)

第二十六條 法第三十三條の六の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第五十條に関する事項)

第三十三條 厚生労働大臣は、法第五十條第一項の規定により、職業紹介事業を行う者(法第二十九條第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 (略)

(法第六十條に関する事項)

第三十七條 (略)

一 (略)

二 法第三十二條の八第一項(法第三十三條第四項及び法第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

六 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

(法第三十三條の七に関する事項)

第二十六條 法第三十三條の七の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第五十條に関する事項)

第三十三條 厚生労働大臣は、法第五十條第一項の規定により、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 (略)

(法第六十條に関する事項)

第三十七條 (略)

一 (略)

二 法第三十二條の八第一項(法第三十三條第四項、法第三十三條の三第二項及び法第三十三條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の変更の命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五・六 （略）

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、同項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八・九 （略）

2・3 （略）

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の変更の命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五・六 （略）

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八・九 （略）

2・3 （略）

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第二十九条第二項の規定並びに第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、第十七条の五第二項の規定により厚生労働大臣に提出する書類のうち、同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2 | 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十三条の二第一項の規定による届出をして行う職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長）を経由して提出するものとする。ただし、法第二十九条、法第二十九条の二、法第三十二条の四第三項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十二条の七第一項若しくは第四項（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）

(法第六十一条に関する事項)

(新設)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十三条の二第一項の規定による届出をして行う職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長）を経由して提出するものとする。ただし、法第三十二条の四第三項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十二条の七第一項若しくは第四項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）

のうち、法第三十条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

3|
(略)

のうち、法第三十条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2|
(略)

改正案	現行
<p>（要請等）</p> <p>第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。</p> <p>2 措置要請を行った地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。</p> <p>3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容及び、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意</p>	<p>（新設）</p>

見を聴いて選定するものとする。

一 学識経験者

二 措置要請に係る地方公共団体

三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(協定の締結等)

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の

(新設)

関係者により構成される協議会を組織することができる。

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十四条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十四条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

- 二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

- 三 法第三十三条に規定する厚生労働大臣の権限

- 四 法第三十四条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

- 五 法第三十五条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項(第二号に係る部分を除く。)の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十三条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十三条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

(新設)

- 二 法第三十二条に規定する厚生労働大臣の権限

- 三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

- 四 法第三十四条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七條第一項及び第二項、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項並びに第三十四條に規定する事業主又は国若

五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3 第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

(削る)

しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

附則

(都道府県知事との協定の締結等)

第九条 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）と、当該都道府県内の一の公共職業安定所（以下この条において「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長（以下この条において「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

2 都道府県知事は、前項の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができ。

3 協定都道府県労働局長は、前項の指示の内容について、法令又は
予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業
安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該
業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の場合に該当しないと認める場合であつて
、協定都道府県労働局長が第二項の指示の内容について前項の措置
を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に
対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるよう命ずること
を要請することができる。